

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1339号)

平成28年5月13日

横情審答申第1339号

平成28年 5 月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年 8 月 7 日建宅審第421号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成等規制法に違反する建築物等に係る違反報告書の送付について
（平成22年 5 月18日 建宅審第87号）のうちの指導記録」の一部開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成等規制法に違反する建築物等に係る違反報告書の送付について（平成22年5月18日 建宅審第87号）のうちの指導記録」を一部開示とした決定について、別表に示す部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「宅地造成等規制法に違反する建築物等に係る違反報告書の送付について（平成22年5月18日 建宅審第87号）のうちの指導記録」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年6月29日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、通報者の氏名、住所及び電話番号並びに違反を行った法人の担当者の氏名及び設計事務所の担当者の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書には、通報者との質疑応答、違反者に対する是正指導の内容及び違反者に対して通報者と話し合うように指導したことの経過が含まれている。この経過には、横浜市が行う違反是正指導の内容及びそれに対する本件工事施工者（以下「本件違反者」という。）の対応及び発言並びに建築局宅地審査部宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）が行う違反是正指導に関する情報が詳細に記載されている。そのため、当該情報を開示することにより、本件違反者又は本件違反者以外

の者が、横浜市が行う宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に違反する工事に対する違反是正指導の傾向を把握できることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人は本件請求において、文書による指導の記録である是正勧告書の写しを入手している。口頭による行政指導の内容は、文書による行政指導の内容と無関係なものとは社会通念上考えられず、口頭による行政指導の実施記録のみを非開示とするのは極めて非合理的である。
- (3) 実施機関の主張するおそれの説明は極めて抽象的である。また、本件請求の内容は既にインターネット上で公にされている情報もあるため、本件申立文書を開示したとしても、実施機関の主張する、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられ、実施機関の想定している懸念は説得力を有していない。
- (4) 本件のような執行対応が実施機関において無自覚に継続されれば、結果的に法的強制力を伴わない行政指導が多数回反復されるため、相当の期間にわたって違反行為が是正されなくなる。そうすると、規制受益者たる市民の重大な法益侵害が生じる蓋然性が高まることから、公益上開示する必要性が極めて高い。
- (5) 実施機関が主張する、本件違反者以外の者がどのような者を想定しているかは不明だが、仮に本件違反者に準ずるような「将来的・潜在的違反者」を意識しているとしても、違法造成工事の実態は様々であり、行政指導も当該造成工事の実態及び危険度に応じて行われるものである。したがって、常に本件と同一の行政指導が他の違法造成工事について行われているわけではないことは明らかである。そうすると、仮に本件申立文書が開示されたとしても、本件違反者以外の者は、一連の行政指導の詳しい記録内容を補足的に知り得るに留まる。

5 審査会の判断

- (1) 宅造法に違反する工事に対する指導、命令、報告等に係る事務について

ア 宅地審査課では、市民等から市街化区域における違反造成に係る通報、相談、陳情、苦情等を受けると、対象土地の地番、通報等した者の氏名、通報内容等を

確認し、宅造法に違反する工事かどうかを調査する。違反が確認された場合は、宅地の所有者、工事施工者等に対して、初期指導を行っている。初期指導で違反が是正されない場合は、違反報告書を作成し、建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）に報告し、措置依頼を行う。違反对策課では、工事施工者等に対して違反是正指導及び是正措置命令等の処分を行っている。

イ 本件では、横浜市緑区白山四丁目1234番の1の宅造法に違反する宅地造成（以下「本件違反造成」という。）について、本件違反者に対し、宅地審査課が調査を行い、違反造成行為を行わないよう初期指導を行ってきた。しかしながら、是正が確認できなかったため、宅地審査課からの措置依頼に基づき、本件違反者に対し、違反对策課が違反是正指導を行い、さらには、緊急工事停止命令を発令し、是正勧告書を交付した。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、違反对策課に違反是正指導、是正措置命令等の処分等を求めるために、宅地審査課が作成した「宅地造成等規制法に違反する建築物等に係る違反報告書の送付について（平成22年5月18日 建宅審第87号）」のうちの指導記録であり、違反発見から初期指導までの経緯が時系列で記載されている。

実施機関は、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたとしている。一方申立人は、条例第7条第2項第2号及び第6号には該当しないとして、本件申立文書の全部を開示するよう求めている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 本件申立文書のうち通報者の氏名、住所及び電話番号並びに違反を行った法人の担当者の氏名及び設計事務所の担当者の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を公にすると、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため本号に該当すると主張しているため、当審査会で平成28年2月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 記者発表資料では、指導経緯が公表されている。これにより、本件違反造成の概要が公になっている情報であることは承知していたが、本件申立文書中の質疑応答については、本件違反者との詳細な会話の内容が記載されており、部分的であっても開示することにより、違反是正指導の傾向が把握されてしまう。そのため、本号に該当し、非開示とした。

(イ) 横浜市職員の氏及び関連部署名について、開示されている部分と非開示とされている部分が混在している理由は、事実関係についてのみを記載した部分は開示としており、具体的な対応を記載した部分については、応答の形式、記録方法などを含めてどのようなやり取りがされていたかが推測されてしまうため、非開示とした。

(ウ) なお、一連の電話でのやり取りや、宅地審査課及び違反对策課が合同で行った本件違反者への違反是正指導の際に録音は行っておらず、録音したデータを基にしたやり取りの記録も存在しない。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 本件申立文書は、本件違反造成に係る違反発見から初期指導までの経緯が時系列で記録されているものである。

実施機関は、当該非開示部分を公にすると、宅造法に違反する工事に対して横浜市が行う違反是正指導の傾向を把握できることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示にしたと説明しているため、本件処分の妥当性について以下検討する。

当審査会で見分したところ、本件申立文書には、違反発見から初期指導までの記録に加えて通報者及び本件違反者との一問一答形式の記録を含む詳細な会話の内容並びに関連部署と調整した内容（以下「対応記録」という。）が時系列で記載されていることが確認された。一方、本件違反造成に係る平成26年10月21日付の横浜市記者発表資料には、「平成21年2月～平成22年3月 法面養生を行うこと、計画説明を周辺住民に行うこと、違反造成行為を行わないよう

指導した」という違反発見から初期指導までの記録が記載されていることが認められた。また、平成26年10月10日付の横浜市記者発表資料においては、本件違反者の法人名及び代表者の氏名についても公にされている。

そのため、本件申立文書のうち2つの記者発表資料に記載されている情報については、既に公にされている情報であるといえる。そうすると、本件申立文書のうち、当該記者発表資料に記載されている情報を公にしたとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず、本号に該当しない。

なお、法人名及び法人代表者の氏名は、条例第7条第2項第3号にも該当しない。

- (イ) 本件申立文書に記載されている対応記録には、横浜市職員の氏を非開示としている部分が存在することを確認した。さらに、横浜市職員の氏は、既に本件申立文書の中の別の箇所で開示されている部分があることも認められた。当審査会としては、本件申立文書において、既に開示されている横浜市職員の氏及び非開示とされている横浜市職員の氏については、一つの対応記録の中に記載されていること、また、対応記録についても一問一答での会話の記録であることを確認した。この対応記録の非開示とされている横浜市職員の氏は既に開示されている職員と同一の氏であり、かつ同一の対応者を示すものである。そのため、対応記録の中にある横浜市職員の氏を開示したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (ウ) また、対応記録の中では関連部署名についても、開示している部分と非開示としている部分が存在している。関連部署名についても、上記(イ)と同様に一つの対応記録の中に記載されていること、また、一問一答での会話の記録であることから、同一の部署による対応を示すものであり、上記(イ)の横浜市職員の氏と同様に、これを公にすることで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (エ) したがって、本件申立文書のうち別表に示す部分については、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。
- (オ) 上記(エ)を除くその他の本件違反者や通報者との具体的な会話の内容については、横浜市における違反是正指導の内容が詳細に記載されていることから、これを開示することにより、違反是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とすることが妥当であると考えられる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示とした決定について、別表に示す部分については開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年8月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年8月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年8月27日 (第187回第三部会) 平成27年8月27日 (第274回第一部会) 平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・諮問の報告
平成28年1月15日 (第284回第二部会)	・審議
平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・審議
平成28年2月12日 (第286回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年3月4日 (第287回第二部会)	・審議
平成28年3月30日 (第289回第二部会)	・審議
平成28年4月8日 (第290回第二部会)	・審議

別表 条例第7条第2項第6号に該当しないため当審査会として開示すべきと判断した部分

「宅地造成等規制法に違反する建築物等に係る違反報告書の送付について（平成22年5月18日 建宅審第87号）のうちの指導記録」

横浜市記者発表に記載された内容及び職務上応答した職員の氏及び対応部署名

ページ	行	該当箇所
1	8	1 文字目から22文字目まで
	10	1 文字目から19文字目まで 23文字目から43文字目まで
	11	1 文字目から 7 文字目まで
	12	1 文字目から14文字目まで
	15	1 文字目から25文字目まで
	17	1 文字目から10文字目まで
2	8	1 文字目から 3 文字目まで
	10	1 文字目から 4 文字目まで
	12	1 文字目から 6 文字目まで
	14	1 文字目から 3 文字目まで
	16	1 文字目から 3 文字目まで
	19	1 文字目から 3 文字目まで
	23	1 文字目から 3 文字目まで
	31	1 文字目から 3 文字目まで
3	4	1 文字目から 3 文字目まで
	6	1 文字目から 3 文字目まで
	10	1 文字目から 3 文字目まで
	14	1 文字目から 3 文字目まで
	18	1 文字目から 3 文字目まで
	22	1 文字目から 3 文字目まで
	31	1 文字目から 3 文字目まで
4	2	1 文字目から 3 文字目まで
	6	1 文字目から 3 文字目まで
	9	1 文字目から 3 文字目まで

	11	1 文字目から 3 文字目まで
	15	1 文字目から 3 文字目まで
	22	1 文字目から 3 文字目まで
	24	1 文字目から 3 文字目まで
	26	1 文字目から 3 文字目まで
	31	1 文字目から 3 文字目まで
	33	1 文字目から 3 文字目まで
5	2	1 文字目から 3 文字目まで
	7	1 文字目から 3 文字目まで
	10	1 文字目から 3 文字目まで
	13	1 文字目から 3 文字目まで
	17	1 文字目から 3 文字目まで
	20	1 文字目から 3 文字目まで
	24	1 文字目から 3 文字目まで
	26	1 文字目から 3 文字目まで
	28	1 文字目から 3 文字目まで
	33	1 文字目から 3 文字目まで
	35	1 文字目から 3 文字目まで
6	2	1 文字目から 3 文字目まで
7	8	1 文字目から 3 文字目まで
	10	1 文字目から 3 文字目まで
	12	1 文字目から 3 文字目まで
	14	1 文字目から 3 文字目まで
	16	1 文字目から 3 文字目まで
	19	1 文字目から 3 文字目まで
8	13	1 文字目から 4 文字目まで
	18	1 文字目から 4 文字目まで
10	11	1 文字目から 4 文字目まで
	16	1 文字目から 4 文字目まで
	21	1 文字目から 4 文字目まで

	24	1 文字目から 4 文字目まで
	27	1 文字目から 4 文字目まで
	33	1 文字目から 4 文字目まで
11	1	1 文字目から 4 文字目まで
	5	1 文字目から 4 文字目まで
	7	1 文字目から 4 文字目まで
	12	1 文字目から 4 文字目まで
	14	1 文字目から 4 文字目まで
	16	1 文字目から 4 文字目まで
	19	1 文字目から 4 文字目まで
	22	1 文字目から 4 文字目まで
	28	1 文字目から 4 文字目まで
	32	1 文字目から 4 文字目まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

また、決裁欄については行数から除くものとする。